

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年 7 月 2 日
【会社名】	天龍製鋸株式会社
【英訳名】	Tenryu Saw Mfg. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大 石 高 彰
【本店の所在の場所】	静岡県袋井市浅羽3711番地
【電話番号】	0538-23-6111（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 鈴 木 達 志
【最寄りの連絡場所】	静岡県袋井市浅羽3711番地
【電話番号】	0538-23-6111（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 鈴 木 達 志
【縦覧に供する場所】	天龍製鋸株式会社東京支店 （千葉県習志野市谷津 7 丁目 7 番21号） 天龍製鋸株式会社大阪支店 （大阪府東大阪市川中 3 番35号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

（注）上記の天龍製鋸株式会社東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のために縦覧に供する場所としております。

1 【提出理由】

当社は、2025年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

①株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金82円 総額744,931,460円

②効力発生日

2025年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

①当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、さらなる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとしたため、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

②取締役として有用な人材の招聘を持続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするために、変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を新設するものであります。

④その他、上記の変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

大石高彰、鈴木達志、鈴木真、李澤仁、塚原俊弘、河島多恵の6名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

鈴木良典、大庭晋一、大池源之の3名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額180百万円以内（うち社外取締役分は15百万円以内）とするものであります。

なお、当該報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額45百万円以内とするものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬として、当社の普通株式又は金銭債権を支給するものであり、その総額は年額50百万円以内とし、譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20,000株以内とするものであります。

なお、当該報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとするものであります。

第8号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	65,470	258	0	(注) 1	可決 91.57
第2号議案 定款一部変更の件	65,524	204	0	(注) 2	可決 91.64
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）6名選任 の件					
大石高彰	63,287	2,095	346	(注) 3	可決 88.51
鈴木達志	63,614	1,768	346		可決 88.97
鈴木真	65,152	230	346		可決 91.12
李澤仁	64,970	412	346		可決 90.87
塚原俊弘	65,159	223	346		可決 91.13
河島多恵	65,154	228	346		可決 91.12
第4号議案 監査等委員である取締役3 名選任の件					
鈴木良典	65,525	203	0	(注) 3	可決 91.64
大庭晋一	63,513	2,215	0		可決 88.83
大池源之	65,529	199	0		可決 91.65
第5号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）の報酬等 の額決定の件	65,169	559	0	(注) 1	可決 91.15
第6号議案 監査等委員である取締役の 報酬等の額決定の件	65,200	528	0	(注) 1	可決 91.19
第7号議案 取締役（監査等委員である 取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付 株式の付与のための報酬決 定の件	65,207	521	0	(注) 1	可決 91.20
第8号議案 当社株式の大量取得行為に 関する対応策のための新株 予約権無償割当ての件	64,913	469	346	(注) 1	可決 90.79

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上